

入 札 公 告

次のとおり、一般競争入札に付します。

令和2年9月15日

全国健康保険協会 千葉支部

支部長 佐藤 信行

1 競争入札に付する事項

- (1) 調 達 案 件 名 令和3年度生活習慣病予防健診案内等発送業務委託
- (2) 仕 様 入札説明書および仕様書による
- (3) 委 託 期 間 契約締結日から令和3年3月31日までの間
- (4) 履 行 場 所 受託者の用意する場所
- (5) 入 札 方 法 入札金額は、総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税額を含まない金額を記入すること

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33（令和1・2・3）年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) プライバシーマーク、有効期限内のISO/IEC27001またはJISQ27001認証のうち、いずれかの認証を取得している事業者であること。
- (4) ISO9001認証を有している者であること。
- (5) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (6) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (7) 当該案件と同等の数量について納品を行った実績を有する者であること。
- (8) 当該案件の全部または主体的部分を一括して第三者に請け負わせない者であること。
- (9) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (10) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (11) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (12) 全国健康保険協会から損害賠償請求を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書・仕様書の交付期間・場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

① 交付期間

令和2年9月15日（火）8時30分～令和2年9月28日（月）17時00分

② 場所

〒260-8645 千葉市中央区富士見2-20-1 日本生命千葉ビル9F

全国健康保険協会千葉支部 企画総務グループ 担当：桐谷（キヤ）

電話 043-308-0522

（2） 入札書の受領期限等

① 直接提出の場合 令和2年9月30日（水） 開札前まで

② 郵送提出の場合 令和2年9月29日（火） 17時00分（必着）

（3） 入札、開札の日時及び場所

令和2年9月30日（水）13時30分

全国健康保険協会千葉支部 会議室（9F）

4 その他

（1） 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（2） 入札保証金及び契約保証金

全額免除とする。

（3） 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格に関する証明書等を令和2年9月29日（火）17時00分までに提出しなければならない。

入札者は、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（4） 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

（5） 契約書作成の要否 要

（6） 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会千葉支部長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、全国健康保険協会会計規程第32条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（7） 手続きにおける交渉の有無 無

（8） その他

詳細は入札説明書による。

《参考》 全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （１） 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （２） 破産者で復権を得ない者
- （３） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （１） 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （２） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （３） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （４） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- （５） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （６） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- （７） 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。